

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月29日

【会社名】 株式会社スリー・ディー・マトリックス

【英訳名】 3-D Matrix,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡田 淳

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

【電話番号】 03-3511-3440

【事務連絡者氏名】 取締役 新井 友行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

【電話番号】 03-3511-3440

【事務連絡者氏名】 取締役 新井 友行

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 1,299,990,000円
(第20回新株予約権)
その他の者に対する割当 7,008,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 845,408,000円
(第21回新株予約権)
その他の者に対する割当 5,022,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 528,822,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(注)1
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,299,990,000円
各社債の金額(円)	金43,333,000円
発行価額の総額(円)	金1,299,990,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2022年5月2日(月)
償還の方法	1 本社債は、2022年5月2日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。 2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。 4 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。
募集の方法	第三者割当の方法により、CVI Investments, Inc.に全額を割り当てる。 (後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」を参照)
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	2019年4月15日(月)
申込取扱場所	株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部 東京都千代田区麹町三丁目2番4号
払込期日	2019年4月15日(月) 本新株予約権を割り当てる日は2019年4月15日(月)とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし。

- (注) 1 本書に係る株式会社スリー・ディー・マトリックス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を、本書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。また、本新株予約権付社債、株式会社スリー・ディー・マトリックス第20回新株予約権及び株式会社スリー・ディー・マトリックス第21回新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。
- 2 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しません。
- 3 本新株予約権付社債権者に通知する場合の公告
本新株予約権付社債権者の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができます。
- 4 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。</p> <p>2 転換価額の修正基準及び修正頻度について 2019年10月16日、2020年4月16日、2020年10月16日、2021年4月16日、2021年10月16日及び2022年4月16日(以下、個別に又は総称して「CB修正日」という。)において、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「CB修正日価額」という。)が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正される。</p> <p>3 転換価額の下限等について CB修正日にかかる修正後の転換価額が291円(以下「下限転換価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。</p> <p>4 繰上償還等 本新株予約権付社債は、別記「償還の方法」欄第2項乃至第4項に従い、繰上償還されることがある。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初582円とする。但し、転換価額は第3項及び第4項の規定に従って修正又は調整される。</p> <p>3 転換価額の修正 CB修正日において、CB修正日価額が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正される。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。</p> <p>4 転換価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記(2)第 号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記(2)第 号に定義する取得価額等。また、下記(2)第 号の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記(2)において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額)に調整される。</p> <p>(2) 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合 調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本項 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 及び にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$</p>
-----------------------	--

	<p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合 調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項及びの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項及びにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(6)項に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$ <p>「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(6) 「特別配当」とは、2022年4月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。</p> <p>特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。</p> <p>(7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	---

	<p>転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日、特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(4)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(9) 上記(2)、(4)及び(5)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(10) 上記(2)、(4)及び(6)の規定にかかわらず、上記(2)、(4)又は(6)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。</p> <p>(11) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)及び(4)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,299,990,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2019年4月16日から2022年4月25日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>1 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日</p> <p>2 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「注2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先との間で協議を進めてきた下記「注2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (1) 資金調達方法の概要」に記載された本資金調達は、下記「注2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由(本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「注2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 資金調達方法の選択理由(本資金調達の特徴)」に記載の留意点に鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社グループは、米国マサチューセッツ工科大学(以下「MIT」といいます。)からライセンス供与を受け、独占的・全世界事業化権を保有している自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、外科領域、再生医療領域、ドラッグ・デリバリー・システム(1)(以下「DDS」といいます。)領域における医療機器等の研究開発を行っております。現在、当社グループは、外科領域、再生医療領域及びDDS領域の各領域でパイプラインを有しており、当該パイプラインをグローバルに上市して製品販売による収益の拡大を目指しております。

現在、当社グループの主要パイプラインの1つである医療機器の止血材(以下「本止血材」といいます。)に関しては、2014年1月に欧州にてCEマーキング(2)の認証を取得し、EU加盟国を中心に左記CEマーキング適用圏であるアジア、オセアニア、中南米で製品販売を開始しております。

本止血材の安全性や使用方法等の総合的な優位性が評価され、2019年4月期第3四半期累計の製品売上は欧州で123百万円と前期比118%、オーストラリアで66百万円と前期比114%となる等着実に販売を伸ばしておりますが、マーケティングや製品プロモーション等の先行投資が必要であり、新製品の浸透から拡大に向け時間を要している状況です。今後、欧州において本止血材の販売拡大を見込んでおりますが、中長期的に成長性を持続し企業価値を拡大していくためには、本止血材の適応範囲の拡大、他領域でのパイプライン開発を進めグローバルに複数の製品を上市させていく必要があります。また、開発を進めることで提携企業からのマイルストーンペイメント収入や提携先候補との契約に基づく契約一時金収入に繋がることから、投資資金の回収、更なる開発に再投資する環境に移行し収益性の向上も見込まれます。

このような現状を踏まえ、2019年から2020年にかけて米国で製品を上市し、2020年から2021年にかけて日本で製品上市することで、段階的にグローバルなマーケットに製品を供給していくことが今後の企業価値向上に向け重要なステップと認識しており、将来の事業収益基盤を確実なものにするために必要な先行投資であると考えております。そのために本資金調達の主目的は上市に向けた新たな臨床試験や承認申請までに必要となる資金や、製品販売に向けたプロモーションや販売体制の構築に関する資金の調達であり、各開発の内容や必要資金の理由は以下のとおりです。

<日本：止血材>

日本では本止血材に関して、医療機器のカテゴリーでの上市を目指し、2011年5月に消化器外科、心臓血管外科、消化器内科の3領域で治験を実施して製造販売承認申請を行いました。止血の有効性評価に関してより精度の高い検証が必要との判断から2015年3月に製造販売承認申請を取り下げました。その後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」といいます。)との協議を進め、内視鏡的粘膜下層剥離術下の漏出性出血に対する止血効果等の有効性評価や安全性評価を含めた総合的判断を行うという治験プロトコルを構築し、消化器内視鏡領域で臨床試験を開始するための治験計画届を2017年4月にPMDAへ提出、2017年8月より治験を開始しております。また消化器内視鏡領域に続き心臓血管外科や腹腔鏡手術等の消化器外科(以下「その他の外科領域」といいます。)での臨床試験に向けた前臨床試験や治験プロトコルの準備を進めております。

日本で製品を上市するまでには臨床試験(約1年)と製造販売承認の審査(約1年から2年)と大きく2つのステージがあり、臨床試験では主に安全性と有効性の確認を行い、製造販売承認の審査では試験データに基づいてPMDAの承認を受ける必要があります。当社は、2017年4月18日付け公表済みの第17回新株予約権及び2017年11月1日付け公表済みの第三者割当による新株式発行(以下、総称して「過去の増資」といいます。)による調達資金から計400百万円を消化器内視鏡領域での開発費用として充当予定(内400百万円は充当済み)ですが、本資金調達によりその他の外科領域での臨床試験の費用を賄うことができる資金を調達することで、開発ステージを着実に進めることが可能となり、将来の製品使用領域の拡大に繋がることが期待されます。具体的には、本資金調達による調達資金のうち500百万円は、その他の外科領域での前臨床試験の一部費用、CRO(3)費用や医療施設等への委託費用に充当することを計画しております。また、本止血材の国内での製造・販売体制については、上述の全ての対象領域で扶桑薬品工業株式会社との間で契約を締結済みであることから、製造販売承認の取得後は速やかに製品販売が可能となり企業価値の向上に直結するため、日本の研究開発チームを中心に開発を進め、上市を見据えた体制構築も進めております。

<米国：癒着防止材>

米国では、外科領域分野の新しいパイプラインとして癒着防止兼止血材の研究開発を進めております。米国で初の製品上市を目指しており、2018年10月に米国において耳鼻咽喉科領域を適応領域として米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます。)に医療機器での販売を目的とした承認申請を提出いたしました。

主に米国では同領域において鼻甲介切除術や鼻中隔形成術等の手術が実施されており、約100億円の市場規模と推定されます。現在は止血目的でガーゼ等のパッキング材が用いられておりますが、鼻に詰め物をする不快感や除去する際の痛みから患者の負担が重い処置となっており、術後のQOL(Quality of Life:生活の質、以下「QOL」といいます。)を改善する新しい代替製品が期待されております。

このような状況下で、米国で製品を上市し販売売上を計上していくために、今後、承認取得後の製品販売に向けた原材料の購入や製造ラインの整備等の製品製造準備や、プロモーション/販売体制構築の準備を進めることとしました。

<米国：創傷治癒材>

更に米国では、2014年10月に米国において510(k)承認を取得した創傷治癒材の上市に向けた開発を進めてまいります。

創傷治癒分野では、熱傷等の適応を対象とする製品販売について米国FDAより承認を得ておりますが、創傷治癒時に審美性に優れるという製品特性を活かし、美容整形分野で製品化の検討を進めております。

前臨床試験・510(k)承認申請・承認取得/上市という全体の開発フェーズがありますが、既に510(k)承認を取得しており、現在は上記方針の下、米国内の各クリニックと適応可能な施術の検討を進めており、パイロット製品開発を進めております。このような状況下で、米国で製品を上市し販売売上を計上していくために、今後の製品開発や販売に向けた原材料の購入や製造ラインの整備、プロモーション/販売体制構築の準備を進めるため、本資金調達による調達資金のうち300百万円を2019年5月から2021年4月までの期間において、ペプチド濃度調製、配合方法の検証、製品化に向けた各種試験、人件費及びプロモーション費用に充当する予定です。

< 欧州、カナダでの本止血材の製品供給及び研究用パイプライン開発 >

上記の日本での本止血材の上市や癒着防止材、創傷治癒材の製品供給開始までは、欧州/オセアニアでの本止血材の製品販売を進展させてまいります。また、2018年12月に欧州にて認証を取得した後出血予防材の上市の際には、本止血材とのシナジー効果が見込まれ内視鏡分野での製品供給の増大かつ市場シェア拡大が見込まれます。さらに、2019年1月にカナダで製造販売の認証を取得しており、製品供給の増大が見込まれていることから、本止血材の製品供給及び研究開発用のペプチド原材料の調達費用として、本資金調達による調達資金を充当したいと考えております。

< ドラッグ・デリバリー・システム >

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、外科領域や再生領域に続く新しいパイプラインとして、ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発を進めております。現在までに、当社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムとして採用した新規の核酸医薬について国立がん研究センターをはじめとする各研究機関と共同開発をしております。

核酸医薬は従来の抗癌剤と異なり、ターゲットとなるがんにのみ作用する画期的な医薬であり、患者様のQOL向上とともに、難治性のがんに対する特効薬として注目されております。また、広島大学との共同開発中の悪性胸膜中皮腫を対象とした核酸医薬につきましても、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」といいます。)の支援を受けた非臨床での開発を進めており、2020年度に医師主導治験を開始する目標で進めております。さらに、2018年11月には、次世代のがん治療法であるホウ素中性子捕捉療法(以下「BNCT」といいます。)に使用する新規の革新的なホウ素製剤の一部として、弊社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムに応用する共同研究を岡山大学と開始しております。今後も開発を進め、核酸医薬及びドラッグ・デリバリー・システムに関しては、将来的に製薬会社等へのライセンスを視野に入れ、新たな事業の柱となるよう開発を進めております。

< 欧州：粘膜隆起材 >

欧州ではセカンドパイプラインである粘膜隆起材に関して、本止血材に続く製品化に向けた開発を進めております。粘膜隆起材は、消化器内科の分野で研究開発が進められている開発品で、MITからライセンス供与を受けた自己組織化ペプチド技術をベースとするものです。内視鏡的治療時には生理食塩水等を粘膜下に注入し、病変部位を隆起して高周波メスやワイヤで切除や剥離が行われていますが、粘膜隆起材は粘膜下への注入時にハイドロゲルを形成することから病変部位の隆起に優れ、切除や剥離をより安全に行うことが可能であり、患者様のQOL改善に繋がることが期待されております。

欧州にて医療機器のカテゴリーでの製品化を目指しており、製品を上市するまでに臨床試験(約1年)と製造販売承認の審査(約1年から2年)と2つのステージがあり、臨床試験では安全性と有効性の確認を行い、製造販売承認の審査では試験データに基づき認証機関の承認を受ける必要があります。日本では2014年9月に治験計画届を提出、2014年12月より治験を開始しましたが、想定した有効性をより明確にできる製材の再検討を行うために治験を中断しました。その後、QOL改善に向け製材検討を進め、一定程度の改善成果を得たことから製品上市に向けて臨床試験の準備を進めております。過去の資金調達では日本と欧州の臨床試験費用の調達を目指しましたが、結果として日本分のみ資金調達にとどまりました。本資金調達により欧州での臨床試験費用を調達することで、今後両エリアで開発ステージを着実に進めることが可能となり、将来的には本止血材、後出血予防材、粘膜隆起材と内視鏡的治療の分野で複数の製品ラインナップを有することができ、複合的な相乗効果に繋がります。

- 1 必要な薬物を必要な部位に必要な長さの時間、作用させるための薬物送達システム
- 2 EU加盟国で医療機器を流通させるために製品への表示が義務付けられている安全規格に適合していることを示すマーク

- 3 CRO(Contract Research Organization: 受託臨床試験実施機関)とは治験業務の支援企業であり、主に試験実施計画策定や症例登録/モニタリング業務を行い、データマネジメントや統計解析等の業務を担います。

2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権を割り当て、割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額は582円、第20回及び第21回新株予約権の行使価額は、第20回新株予約権については524円、第21回新株予約権については582円に当初設定されていますが、本新株予約権付社債及び第21回新株予約権については発行後半年毎に転換価額及び行使価額が修正される可能性があり、第20回新株予約権については行使請求がなされる都度行使価額は自動的に修正されます。転換価額の修正が行われる場合、本新株予約権付社債の転換価額は、(i)当該CB修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は()当該CB修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正されます。第20回新株予約権については、各第20回新株予約権修正日に、直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(同日に売買高加重平均価格がない場合には、その直前の売買高加重平均価格)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた金額に、第21回新株予約権については、(i)当該第21回新株予約権修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は()当該第21回新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正されます。但し、いずれの場合においても、かかる修正後の転換価額又は行使価額が下限転換価額又は下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められる予定です。

- (1) 割当予定先への割当を予定する本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。

本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること

本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと

当社株式が上場廃止となっていないこと

当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと

- (2) 各CB修正日において、上記(1)乃至に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、本社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分(以下「本対象部分」といいます。)を、当社普通株式に転換するものとする。ただし、割当予定先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。なお、最終のCB修正日である2022年4月16日において、上記(1)乃至に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとし、この場合において繰り延べは行われない。

- (3) 各CB修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円を0.9で除した金額で償還するものとする。ただし、割当予定先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。
- (4) 当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等)を行い、かつ割当予定先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき125円で償還するものとする。
- (5) 本新株予約権付社債の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。

第20回及び第21回新株予約権の買取りに係る条項

当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等)を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、割当予定先が第21回新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることにより、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は第21回新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格(ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格)で買い取ることとされています。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第20回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。

当社は所定の適用除外の場合を除き、第20回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が2019年4月15日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る第20回新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。また、割当予定先は、第20回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

割当予定先は、第20回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。また、本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

第20回新株予約権の行使価額は発行決議日である2019年3月29日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額である524円に当初設定しており、割当予定先による早期の行使による当社の資金調達の蓋然性を高めております。他方で、第21回新株予約権の行使価額は2019年3月29日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である582円に当初設定しており、割当予定先による第20回及び第21回新株予約権の行使時期を分散させることで直ちに希薄化が大きく進むことを避けるとともに、当社の事業進捗に伴い株価が一定水準以上に上昇した場合には、割当予定先による行使によって当社が第20回新株予約権のみを発行する場合よりも多額の資金を調達することが期待できます。

第20回及び第21回新株予約権の目的である当社普通株式数は2,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。

第20回及び第21回新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[留意点]

本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権については、割当予定先による第20回及び第21回新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア) 株価が本新株予約権付社債の転換価額又は第20回及び第21回新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権付社債の転換又は第20回及び第21回新株予約権の行使が期待できないため、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。
- (イ) 株価が本新株予約権付社債の転換価額又は第20回及び第21回新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権付社債を転換又は第20回及び第21回新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- (ウ) 本新株予約権付社債の転換価額並びに第20回及び第21回新株予約権の行使価額は、本新株予約権付社債及び第21回新株予約権については半年毎に、第20回新株予約権については行使請求がなされる都度、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。
- (エ) 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- (オ) 本新株予約権付社債については、当初転換価額が上方に修正されないため、株価が下方となった場合、当初転換価額を下回る水準で半年毎に転換価額が修正され、現状対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、本新株予約権付社債のような資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

6. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

7. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行します。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	16,000個
発行価額の総額	7,008,000円
発行価格	438円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.38円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2019年4月15日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部
払込期日	2019年4月15日
割当日	2019年4月15日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 小石川支店

(注) 1. 株式会社スリー・ディー・マトリックス第20回新株予約権(以下「第20回新株予約権」という。)(以下、株式会社スリー・ディー・マトリックス第21回新株予約権と個別に又は総称して「本新株予約権」という。)は、2019年3月29日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で、本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準 別記「(2) 新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める第20回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「第20回新株予約権修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(同日に売買高加重平均価格がない場合には、その直前の売買高加重平均価格)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「第20回新株予約権修正日価額」という。)が、当該第20回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第20回新株予約権修正日以降、当該第20回新株予約権修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が291円(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において「下限行使価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：本欄第2項の記載に従い修正される。 4 行使価額の下限：当初291円 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株(2019年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は5.72%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：472,608,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・無償割当て・併合の比率 また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。 3 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初524円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>別記「(2) 新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める第20回新株予約権の第20回新株予約権修正日の第20回新株予約権修正日価額が、当該第20回新株予約権修正日価額修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第20回新株予約権修正日以降、当該第20回新株予約権修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が291円を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第(2)号 の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号 に定義する取得価額等。また、下記第(2)号 の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額)に調整される。</p> <p>(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合</p> <p>調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------	---

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たり} \cdot \text{処分株式数} \times \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合
調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6) 「特別配当」とは、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」において、2019年10月15日までの間に終了する事業年度内に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

	<p>(7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(8) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日、特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(4)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号及び第(4)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	845,408,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年4月16日から2019年10月15日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 小石川支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第20回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第20回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第20回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第20回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第20回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項) 注1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由」をご参照下さい。

2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

前記「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項)注2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」をご参照下さい。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

6. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

9. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	9,000個
発行価額の総額	5,022,000円
発行価格	558円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.58円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2019年4月15日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部
払込期日	2019年4月15日
割当日	2019年4月15日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 小石川支店

(注) 1. 株式会社スリー・ディー・マトリックス第21回新株予約権(以下「第21回新株予約権」という。)は、2019年3月29日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で、本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は900,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準 行使価額は、2019年10月16日、2020年4月16日、2020年10月16日、2021年4月16日、2021年10月16日、2022年4月16日、2022年10月16日及び2023年4月16日(以下「第21回新株予約権修正日」という。)の各日において、当該第21回新株予約権修正日以降、(i)当該第21回新株予約権修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は()当該第21回新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：本欄第2項の記載に従い修正される。 4 行使価額の下限：当初291円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されることがあり、以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。) 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は900,000株(2019年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は3.21%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：266,922,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、900,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・無償割当て・併合の比率 また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。 3 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初582円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、第21回新株予約権修正日の各日において、当該第21回新株予約権修正日以降、(i)当該第21回新株予約権修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該第21回新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第(2)号 の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号 に定義する取得価額等)また、下記第(2)号 の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額)に調整される。</p> <p>(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合</p> <p>調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------	--

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たり} \cdot \text{処分株式数} \times \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合
調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6) 「特別配当」とは、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」において、2023年4月24日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

	<p>(7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(8) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日、特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(4)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号及び第(4)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	528,822,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年4月16日から2023年4月24日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 小石川支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし

(注) 前記「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)(2) 新株予約権の内容等」の注記をご参照下さい。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,674,220,000	35,000,000	2,639,220,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額(1,299,990,000円)及び本新株予約権の発行価額の総額(12,030,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,362,200,000円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を売却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、主に、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社へのエージェント費用、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,639,220,000円につきましては、PuraSINUS Gel(癒着防止材)及びPuraDerm(創傷治癒材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用、本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用、本止血材の製品化に向けた開発費用、ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費及び粘膜隆起材の研究開発費用に充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
PuraSINUS Gel(癒着防止材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用	500	2019年5月～2022年4月
PuraDerm(創傷治癒材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用	300	2019年5月～2021年4月
本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用	500	2019年5月～2021年4月
日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用(治験費用及び申請関連費用)	500	2019年8月～2022年4月
ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用(核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用)	700	2019年8月～2022年4月
欧州における粘膜隆起材の研究開発費用	139	2019年8月～2022年4月
合計	2,639	

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、 から順に優先的に充当した上で、自己資金の充当、借入れ等の方法により対応する予定です。

PuraSINUS Gel(癒着防止兼止血材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用

当社グループは、外科領域分野の新しいパイプラインとして癒着防止兼止血材の研究開発を進めております。米国で初の製品上市を目指しており、2018年10月に米国において耳鼻咽喉科領域を適応領域としてFDAに医療機器での販売を目的とした承認申請を提出いたしました。

主に米国では同領域において鼻甲介切除術や鼻中隔形成術等の手術が実施されており、約100億円の市場規模と推定されます。現在は止血目的でガーゼ等のパッキング材が用いられておりますが、鼻に詰め物をする不快感や除去する際の痛みから患者の負担が重い処置となっており、術後のQOLを改善する新しい代替製品が期待されております。

また前臨床試験・510(k)承認申請・承認取得/上市という全体の開発フェーズがありますが、現在は510(k)承認申請を実施済みであり、承認待ちの段階です。このような状況下で、米国で製品を上市し販売売上を計上していくために、今後、承認取得後の製品販売に向けた原材料の購入や製造ラインの整備等の製品製造準備や、プロモーション/販売体制構築の準備を進めるため、本資金調達による調達資金のうち500百万円を2019年5月から2022年4月までの期間において、ペプチド濃度調製、配合方法の検証、製品化に向けた各種試験、人件費及びプロモーション費用に充当する予定です。

PuraDerm(創傷治癒材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用

当社グループは、外科領域分野の新しいパイプラインとして創傷治癒材の研究開発を進め、2014年10月に米国において510(k)承認を取得しました。

創傷治癒分野では、熱傷等の皮膚損傷への適応を対象とする製品販売について米国FDAより承認を得ておりますが、創傷治癒時に審美性に優れるという製品特性を活かし、美容整形分野で製品化の検討を進めております。

前臨床試験・510(k)承認申請・承認取得/上市という全体の開発フェーズがありますが、既に510(k)承認を取得しており、現在は上記方針の下、米国内の各クリニックと適応可能な施術の検討を進めており、パイロット製品開発を進めております。

このような状況下で、米国で製品を上市し販売売上を計上していくために、今後の製品開発や販売に向けた原材料の購入、パッケージデザイン、製造ラインの整備、プロモーション/販売体制構築の準備を進めるため、本資金調達による調達資金のうち300百万円を2019年5月から2021年4月までの期間において、ペプチド溶液調製方法を含む製造工程の効率化検証、製品化に向けた各種試験、人件費及びプロモーション費用に充当する予定です。

本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用

現在、本止血材製品を欧州、アジア、オセアニア、中南米含めグローバルに販売開始しております。来期以降、欧州では主にフランスのPENTAX社を中心とした各販売代理店により製品供給増を見込んでいることや、カナダでも2019年1月に製品登録承認を取得し販売開始が見込まれており、医療現場における急な需要増にも対応し医療機関に欠品なく安定的に製品供給していくために、ペプチド原材料の調達を行う予定であります。過去の増資により、本止血材の原材料調達費用を調達いたしました。本止血材に関しては更なる製品供給増の計画に対応するため、追加のペプチド原材料の調達を検討しており、ペプチド原材料の調達費用として、本資金調達による調達資金のうち300百万円を2019年5月から2021年4月までの期間において充当したいと考えております。

また、新たに外科領域や再生医療領域等で研究開発中のパイプライン候補の製材検討等を目的とする研究開発用のペプチド原材料の調達費用として、本資金調達による調達資金のうち200百万円を2019年5月から2021年4月までの期間において充当する予定です。

日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用(治験費用及び申請関連費用)

現在、本止血材に関する内視鏡手術領域での治験を実施しており、治験終了後に日本国内での製造販売承認の取得を目指しております。一方で、本止血材については、内視鏡手術領域だけではなく、その他の外科領域下においても製造販売承認を取得すべく開発を進めており、主に有効性評価や安全性評価の試験を終了し、治験プロトコルの策定段階に進んでおり、内視鏡手術領域での治験終了と前後して、治験を開始したいと考えております。

当社が2018年6月28日に取締役会で決議したSMBC日興証券株式会社を割当先とする第19回新株予約権の発行(以下「前回の増資」といいます。)による資金調達により、当該治験に関する臨床試験費用、その後の製造販売承認申請に関する費用()を調達し、製造販売を早期に進めることで企業価値を高めたいと考えておりましたが、充当する資金を調達出来なかったため、前回の増資における資金使途を本資金調達でも資金使途とすることとし、そのため、本資金調達における支出予定時期は、前回の増資の際の支出予定時期と一部重複する期間となっております(なお、第19回新株予約権につきましては、本日付の取締役会決議において、その残存する全てを取得及び消却することを決議いたしました。詳しくは、本日付で開示いたしました「第19回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。)

本資金調達による調達資金のうち500百万円については2019年8月から2022年4月までの期間において、その他の外科領域での前臨床試験の一部費用、CRO費用や医療施設等への委託費用に充当する予定としております。

()臨床試験終了後に製造販売承認申請を提出する計画としておりますが、臨床試験の結果に応じて申請を行わない場合には当該費用への充当はせず、欧州における粘膜隆起材の研究開発費用に充当する予定です。

ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用(核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用)

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、外科領域や再生領域に続く新しいパイプラインとして、ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発を進めております。

現在までに、当社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムとして採用した新規の核酸医薬について国立がん研究センターとの共同開発がなされ、AMEDの支援のもと、難治性の乳がんに対する新規核酸医薬(TDM-812)として医師主導治験(Phase I)を推進しております。

核酸医薬は従来の抗癌剤と異なり、ターゲットとなるがんにのみ作用する画期的な医薬であり、患者様のQOL向上とともに、標準療法が効を奏さない「トリプルネガティブ乳がん」等難治性のがんに対する特効薬として注目されております。また、広島大学との共同開発中の悪性胸膜中皮腫を対象とした核酸医薬につきましても、AMEDの支援を受けた非臨床での開発を進めており、2020年度に医師主導治験を開始する目標で進めております。また、骨肉腫治療に向けた核酸医薬については旧厚生労働省科学研究費補助金にて基礎的な非臨床検証が既になされており、米国を中心とした医薬開発への展開、動物治療用医薬への展開等に向けてもう一段階開発を進める計画でもあります。さらに、2018年11月には、次世代のがん治療法であるホウ素中性子捕捉療法(BNCT)に使用する新規の革新的なホウ素製剤の一部として、弊社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムに応用する共同研究を岡山大学と開始しております。

このような状況下で、各種がん治療薬ならびにドラッグ・デリバリー・システムの開発のため、本資金調達による調達資金のうち700百万円を2019年8月から2022年4月までの期間において、核酸及びペプチドの購入、非臨床での有効性の検証試験実施、安全性試験の実施、治験薬の製造、治験の実施等のために充当する予定です。なお、核酸医薬及びドラッグ・デリバリー・システムに関しては、早期の治験終了後に製薬会社等へのライセンスングを視野に入れ開発を進めております。

欧州における粘膜隆起材の研究開発費用

当社グループは、外科領域の分野の新しいパイプラインとして粘膜隆起材の研究開発を進めております。現在、内視鏡治療分野における手術においてニーズが高いことから、2014年に国内にて治験を開始しましたが、製材の改良が必要となり一時中断しておりました。しかしながら、この度、新規ペプチドを用いた製材検討の成果に目途が立っており、既に本止血材製品の販売を開始している欧州においては、開発中の同製品とのシナジー効果が高いため、新規ペプチドを原材料とした粘膜隆起材の臨床試験開始に向けて各種試験をスタートすることにいたしました。前臨床試験・臨床試験・CEマーキング認証取得申請・承認取得/上市という全体の開発フェーズがありますが、現在は安全性や有効性に関する各試験のデータ化を実施していく前臨床試験の段階です。

前回の増資による資金調達では、日本・欧州における粘膜隆起材の研究開発費用を調達する予定でしたが、調達額が充当予定額に達しなかったことから、日本分のみでの調達となりました。また現在までの研究開発過程で一定程度の基礎研究成果を得たことから、臨床試験に向けた準備を進めるため、本資金調達では欧州分の研究開発費用を調達する予定であり、本資金調達における支出予定時期が、前回の増資の際の支出予定時期と一部重複する期間となっております(なお、第19回新株予約権につきましては、本日付の取締役会決議において、その残存する全てを取得及び消却することを決議いたしました。詳しくは、本日付で開示いたしました「第19回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。)。本資金調達による調達資金のうち139百万円を2019年8月から2022年4月までの期間において、ペプチド濃度調製、配合方法の検証、製品化に向けた各種試験費用に充当する予定です。

なお、前回の増資に伴う現在までの調達金額及び充当状況については、以下のとおりです。

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用(治験費用及び申請関連費用)	0	0	2018年7月～2021年4月
欧州等における次世代止血材の研究開発費用及び認証取得費用	500	79	2018年7月～2021年4月
後出血予防材の製品化及び各国への認証取得費用	200	141	2018年7月～2020年4月
本止血材及び後出血予防材の製造供給及び研究開発用の原材料調達費用	600	600	2018年7月～2020年4月
日本・欧州における粘膜隆起材の研究開発費用	300	58	2018年7月～2020年4月
運転資金	74	0	2018年7月～2020年4月
合計	1,674	878	

○補足資料：前回の増資と本資金調達の内容(各パイプライン、各地域別の状況)

	地域	領域	基礎研究/ 評価試験	前臨床 試験	臨床試験 (治験)	製造販売 承認申請	製造販売 承認取得	保険 収載	上市
パイプライン	PuraSINUS Gel	米国	癒着防止兼止血領域 (調達使途①)						
	PuraDerm	米国	創傷治癒領域 (調達使途②)						
	本止血材	欧州/ カナダ	外科、内視鏡 領域 (調達使途③)						
	開発中の 新規製材	日本/ 海外	外科、再生領域 (調達使途③)						
	本止血材	日本	その他外科領域 (前回の調達 使途①)						
			その他外科領域 (調達使途④)						
	DDS	日本/ 海外	DDS領域 核酸医薬、BNCT (調達使途⑤)						
	粘膜 隆起材	日本	内視鏡領域 (前回の調達 使途⑤)						
欧州		内視鏡領域 (調達使途⑥)							

(注) 1. 黄色の矢印は、前回の増資による資金調達を示しており、その結果を示します。

- ・前回の調達使途 「日本におけるその他領域での本止血材の製品化に向けた開発費用(治験費用及び申請関連費用)」として、内視鏡手術領域以外の外科領域全般での本止血材の開発に本資金調達の調達資金の一部を充当することを予定しておりましたが、充当する資金を調達出来ませんでした。
- ・前回の調達使途 「日本・欧州における粘膜隆起材の研究開発費用」として、主に両エリアでの粘膜隆起材の臨床試験費用に本資金調達の調達資金の一部を充当することを予定しておりましたが、調達額が充当予定額に達しなかったことから、日本分のみでの調達となりました。

2. 赤色の矢印は、本資金調達による資金使途を示しており、詳細は下記となります。

- ・調達使途 「PuraSINUS Gel(癒着防止兼止血材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用」として、調達資金の一部を充当することを予定しております。
- ・調達使途 「PuraDerm(創傷治癒材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用」として、調達資金の一部を充当することを予定しております。

- ・調達使途 「本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用」として、販売中の欧州向け製品及び新規販売予定のカナダ向け製品の供給に向けたペプチド原材料調達に調達資金の一部を充当することを予定しております。また研究開発中のパイプライン候補について、製材検討用のペプチド原材料調達に調達資金の一部を充当することを予定しております。
 - ・調達使途 「日本におけるその他領域での本止血材の製品化に向けた開発費用(治験費用及び申請関連費用)」として、前回の増資で充当する資金を調達出来なかったため、内視鏡手術領域以外の外科領域全般での本止血材の開発に本資金調達の調達資金の一部を充当することを予定しております。
 - ・調達使途 「ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用(核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用)」として、核酸及びペプチド購入、非臨床試験の実施費用等に本資金調達の調達資金の一部を充当することを予定しております。
 - ・調達使途 「欧州における粘膜隆起材の研究開発費用」として、主に粘膜隆起材のペプチド濃度調製、配合方法の検証、製品化に向けた各種試験費用に本資金調達の調達資金の一部を充当することを予定しております(前回の増資による資金調達で日本・欧州における粘膜隆起材の研究開発費用を調達する予定でしたが、調達額が充당予定額に達しなかったことから、日本分のみでの調達となり、今回の資金調達で欧州分を調達する予定です)。
3. 矢印の実線部分は現在の研究開発ステージの状況であり、矢印の点線部分は資金調達を踏まえた今後の開発計画を示しております。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行、本新株予約権付社債の転換による当社普通株式の交付又は本新株予約権若しくは発行済みの当社新株予約権の行使による当社普通株式の交付(但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。)、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与(但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。))その他日本法上の要請による場合等を除きます。)を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額又は本新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額又は本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。

当社は、割当予定先の承諾を得て上記又はの発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記又はの発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 出資額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(5) 組成目的	投資	
(6) 組成日	2015年7月1日	
(7) 主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201Nオレングジストリート、ワン・コマース・センター
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	出資額又は資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	事業内容又は組成目的	投資
	主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger

(注) 2019年3月28日現在。なお、非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社取締役の新井友行が、Heights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc.を含むSusquehanna International Groupに属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

b . 提出者と割当予定先との関係

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 2019年3月28日現在。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項) 注1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由」に記載の通り、PuraSINUS Gel(癒着防止材)やPuraDerm(創傷治癒材)の新製品の製造及びプロモーション/販売体制の構築や、ドラッグ・デリバリー・システム等の研究開発を進展させるための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社と当社取締役の新井友行との2018年11月の面談において、当社の資本政策及び株主戦略について議論を行い、当社よりリスク許容度の高い優良な機関投資家から資金調達を行いたい意向を伝えたと、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社からリスク許容力があり、かつバイオ領域に造詣がある海外機関投資家をご紹介頂ける旨説明がありました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社が、国内外の上場企業に対する多数の投資実績を有し、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家に対して、本資金調達への参加の可否、需要の見込みの程度をヒアリング等した結果、2019年2月にキャンターフィッツジェラルド証券株式会社を通じて、割当予定先の資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.のInvestment ManagerであるMartin Kobingerから、本資金調達に関する提案を受けました。具体的な資金調達提案につき、Heights Capital Management, Inc.、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社との面談を通じて投資スタンスや提案内容について確認しました。その後、当社のアドバイザーである株式会社アリストゴラ・アドバイザーズの助言を聞きながら社内でも協議・検討した結果、案件の準備を進めることで関係者間で合意に至り、本資金調達のスキームが、当初のタイミングで一定の資金を調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。割当予定先の属性についても当社内にて協議・検討しましたが、割当予定先は機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.は、以下の概要や特色を有することから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当ては適当であると判断しました。その結果、本資金調達のスキームを採用し、CVI Investments, Inc.を割当予定先とすることを決定いたしました。

(投資家概要)

- ・世界最大級の金融コングロマリットであるSusquehanna International Groupに属する共通支配下の会社の一つであること
 - ・Susquehanna International Groupに属する会社(割当予定先を含む。)において100件を超えるバイオテクノロジーへの投資及び資産運用の実績を有していること
 - ・グローバルな投資経験が豊富で2018年にマザーズ上場の株式会社ジーエヌアイグループに出資する等、日本でも多数の投資実績を有し、かつ投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく方針であること
 - ・専属のリサーチアナリストチームを擁し、中長期的な目線での投資分析力を有すること
- (注) 本資金調達は、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債に係る各社債に付された転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計30個の転換社債型新株予約権を発行します。

本新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが、2019年3月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は2,233,659株です。

本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株(第20回新株予約権1,600,000株、第21回新株予約権900,000株の合計)です(但し、別記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権)」及び「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権)」の「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、当社取締役の岡田淳、永野恵嗣及び新井友行が、Heights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏より本新株予約権付社債及び本新株予約権に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると聞いております。また、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

なお、当社と割当予定先であるCVI Investments, Inc.は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第20回新株予約権につき、行使数量制限が定められる予定です。行使数量制限の内容については、「第1注2. 本新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、2017年12月31日現在の財産目録を受領しており、また、当社取締役の岡田淳、永野恵嗣及び新井友行が、Heights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを伺っており、割当予定先に割り当てられる本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(代表取締役：古野啓介、本社：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階)に調査を依頼し、調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。)の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2019年3月28日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(582円)、配当額(0円)、無リスク利率(0.1%)、当社株式の株価変動性(60.2%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、等)を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6か月毎のCB修正日毎に、当該CB修正日に先立つ10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額又は当該CB修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正されるものとし、当初の転換価額については2019年3月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限転換価額については2019年3月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を50%下回る額に設定されており、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、本新株予約権付社債の発行により速やかな資金調達ができることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額(各社債の金額100円につき金99.8円から金103.7円)の範囲内であり、本社債に本新株予約権付社債に係る新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に係る新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に係る新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権付社債に係る新株予約権の実質的な対価(社債額面100円当たり8.9円から15.0円)が本新株予約権付社債に係る新株予約権の公正な価値(社債額面100円当たり3.9円から4.0円)を上回っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日(2019年3月28日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(582円)、配当額(0円)、無リスク利率(0.1%)、当社株式の株価変動性(60.2%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額(第20回新株予約権1個につき金438円から金439円、第21回新株予約権1個につき金537円から金580円)を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第20回新株予約権は438円、第21回新株予約権は558円とし、本新株予約権の行使価額は当初、第20回新株予約権につき2019年3月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に、第21回新株予約権につき2019年3月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数(2,233,659株)並びに第20回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(1,600,000株)及び第21回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(900,000株)を合算した総株式数は4,733,659株(議決権数47,336個)(ただし、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数4,467,319株を合算した総株式数は6,967,319株(議決権数69,673個))であり、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数27,995,100株(議決権総数279,890個)に対して、16.91%(議決権総数に対し16.91%)の希薄化(本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は24.89%(議決権総数に対し24.89%)の希薄化)(小数点第三位を四捨五入)が生じるものと認識しております。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、本資金調達において、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数に本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される総株式数を加えた株式数合計4,733,659株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,016,498株であり、一定の流動性を有していることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
CVI Investments, Inc.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands			4,733,659	15.18
永野 恵嗣	東京都世田谷区	1,786,100	6.76	1,786,100	5.73
FFアクセラレーター1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田一丁目6番3号	1,049,600	3.97	1,049,600	3.37
扶桑薬品工業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町一丁目7番10号	700,100	2.65	700,100	2.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	640,000	2.42	640,000	2.05
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	505,800	1.91	505,800	1.62
株式会社アイル	東京都板橋区小豆沢二丁目20番10号	400,000	1.51	400,000	1.28
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP. (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A. (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	340,000	1.29	340,000	1.09
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	34-6, YEOUIDO-DONG, YEOUNGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	320,300	1.21	320,300	1.03
CYPRESS JAPAN 合同会社	東京都中央区日本橋本石町二丁目1番1号	320,000	1.21	320,000	1.03
計		6,061,900	22.93	10,795,559	34.63

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年10月31日現在の株主名簿上の株式数及び単元株式数(100株)によって算出しております。

2 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。なお、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨が盛り込まれております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自2017年5月1日 至2018年4月30日)2018年7月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期(自2018年5月1日 至2018年7月31日)2018年9月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第2四半期(自2018年8月1日 至2018年10月31日)2018年12月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期(自2018年11月1日 至2019年1月31日)2019年3月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年3月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年3月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年3月19日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(2019年3月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(2019年3月29日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社スリー・ディー・マトリックス 本店
(東京都千代田区麹町三丁目2番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし